

1. 政策及び目標等

| | |
|-----------------------|--|
| 政 策 | ITの戦略的活用 |
| 達成すべき目標 | 金融インフラ等がIT化等に対応したものとなること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指す。 根拠：「金融改革プログラム」 |
| 測定指標 | 金融インフラ等のIT化等への対応状況 ・電子債権法（仮称）の制定に向けた検討状況 ・金融機関IT活用状況実態把握アンケートの結果 |

2. 17年度重点施策等

| | |
|-----------------|---|
| 17年度重点施策 | 電子債権制度導入に向けた検討 IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施 |
| 参考指標 | 金融審議会（情報技術革新と金融制度に関するWG）での検討状況等 実務家・有識者との意見交換の状況 |

3. 政策の内容

我が国金融機関のIT投資が国際的に見て遅れ、ITコストが高止まりしている一方、インターネット取引の比重が増している現状を踏まえ、ITの戦略的活用を促すこととし、これにより、利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指しています。

4. 平成17事務年度における事務運営についての評価

(1) 電子債権制度導入に向けた検討

電子債権制度については、「IT戦略パッケージ2005」(17年2月)において、「電子債権法（仮称）の制定に向けた検討を進め、2005年中に制度の骨格を明らかにする。」とされていましたが、金融審議会金融分科会情報技術革新ワーキンググループにおける「座長メモ」のとりまとめ、及び法務省、経済産業省及び金融庁における「電子債権に関する基本的考え方」のとりまとめにより電子債権制度の骨格を明らかにしたことから、検討は計画通りに行われたと考えています。

(2) IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施

もとより、金融機関がITを如何に活用し、これを如何に投資していくかは、各金融機関の経営判断により決定されるものですが、金融分野におけるIT活用の実績を示す統計的情報が十分存在しない現状において、

- ・各金融機関のIT支出状況についての基礎的な計数、
- ・費用対効果の観点からのIT活用状況や問題点及び今後の取組み、
- ・戦略的活用の観点からのIT活用状況や問題点及び今後の取組み、
- ・金融取引に関する共通のITインフラについての現状や問題点、

に係る情報を行政が収集し取りまとめた上で公表したことは、金融機関が自社のIT投資の効率性やビジネス戦略上の位置付けの客観的評価を行う上で参考になるものと考えています。

5. 今後の課題

- (1) 電子債権制度については、18年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」において「平成17年12月に明らかにされた電子債権制度の骨格を踏まえて電子債権法(仮称)の制定に向けた検討を進め、平成18年度中の法的枠組みの具体化を目指す」こととされたことを踏まえ、さらに検討を進めていく必要があります。

以上を踏まえて、電子債権法(仮称)を含め、IT化の急速な進展に伴う新たなサービスに対応する法制度のあり方を検討するための体制を整備するため、19年度の機構定員要求を行う必要があります。

- (2) IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施については、金融機関によるITの戦略的活用のより一層の浸透を図るための施策を継続していく必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要があります。